議案第41号

西海市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改 正する条例の制定について

西海市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例 案を次のとおり提出する。

令和4年7月25日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を 改正する条例

西海市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(平成17年西海市条例 第42号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

13 令和4年8月1日から令和4年9月30日までの間における市長及び副市長の給料の月額は、第3条の規定にかかわらず、基礎額から、基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

新旧対照表

西海市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例 平成17年4月1日 西海市条例第42号	西海市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例 平成17年4月1日 西海市条例第42号
第1条~第5条 (略)	第1条~第5条 (略)
附 則 1~12 (略) 13 今和4年8月1日から令和4年9月30日までの間における市長及び副市長の 給料の月額は、第3条の規定にかかわらず、基礎額から、基礎額に100分の10を 乗じて得た額を減じた額とする。	1~12 (略)

附則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。